



# 期末勤勉手当のお知らせ

平成19年6月29日支給日

☆ 期末手当は 1.4 月分



☆ 勤勉手当は 0.725 月分

※6月1日現在、育休中でも支給される場合があります。

※ 私傷病特休期間・介護休暇期間がある人は、勤務しなかった期間から週休日及び休日を除いた日が30日を超える場合には全期間を除算されます。



期末・勤勉手当の基準日に育児休業中の職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの期間に勤務した期間がある職員について、勤務実績に応じて支給します。

☆ 計算の対象となる給料・手当は、

$$\begin{aligned} \text{期末手当} &= (\text{給料月額} + \overset{\text{A}}{\text{給料の調整額}} + \overset{\text{B}}{\text{教職調整額}} + \overset{\text{C}}{\text{扶養手当}} + \overset{\text{D}}{\text{地域手当}} + \text{職務加算}) \times \text{支給割合} \\ &\quad \uparrow \quad \quad \quad \uparrow \quad \quad \quad \uparrow \quad \quad \quad \uparrow \\ &\quad \text{(養護学級担当者)} \quad \quad \quad (A+B+C) \times 0.04 \quad \quad \quad (A+B+C+\text{地域手当}) \times \text{加算割合}^{\ast 1} \\ \text{勤勉手当} &= (\text{給料月額} + \text{給料の調整額} + \text{教職調整額} + \text{地域手当} + \text{職務加算}) \times \text{支給割合} \end{aligned}$$

勤勉手当の計算基礎額に扶養手当は含めないこととなりました。【平成18年6月期分より】

※1

加算割合			
教諭	教頭・教諭	校長・教頭	校長
教諭等の2級職員 (大卒経験年数8年以上) 職務の級が2級の再任用職員	教頭(右記以外) 教諭等の2級職員 (大卒経験年数24年以上)	校長(右記以外) 教頭(管理職手当12%のうち、基準日現在6/1・12/1が教頭経験3年以上かつ該年度の4月1日現在満51歳以上)	校長経験年数8年以上かつ該年度の4月1日現在満55歳以上
0.05	0.10	0.15	0.20

☆ 共済組合の掛金

**約1割**



期末・勤勉手当 ×  
(1,000円未満切り捨て)

$$\frac{\text{短期} \downarrow (30.92) + \text{長期} \downarrow (70.46) + \text{介護(40歳以上)} \downarrow (3.59)}{1000} \quad \text{が差引かれます。}$$

合計 **104.97** /1000(円未満切り捨て)

※ 他にも**所得税等**が差し引かれます。

☆ 期末・勤勉手当の支給割合

	6月(29日)	12月(10日)	年間計	再任用職員		
				6月	12月	年間計
期末手当	1.4	1.6	3.0	0.75	0.85	1.60
勤勉手当	0.725	0.725	1.450	0.35	0.40	0.75
合計	2.125	2.325	<b>4.450</b>	1.10	1.25	2.35